

日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転を図る 枠組み構築に係る最終合意

平成 30 年 7 月 17 日
個人情報保護委員会

日 EU 間の個人データ移転に関しては、平成 28 年 4 月以降、個人情報保護委員会と欧州委員会との間で、日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み構築を視野に対話を進めてきましたが、本日、同対話が終了し、最終合意に至りました。

また、両委員会の間で、今後、本年の秋までに当該個人データ移転の枠組みを運用可能とするために、双方において必要な国内手続^(注)を完了させることを約束しました。

(注) 個人情報保護委員会の手続としては、個人情報保護法第 24 条に基づく EU 指定に係る手続として告示の制定等があります。

当該 EU 指定については、本日開催した第 70 回個人情報保護委員会において、欧州委員会による日本への十分性認定の発効に併せて手続を進めることとする旨決定しています(別添 1)。

本件に関しては、本日、個人情報保護委員会の熊澤委員と欧州委員会のヨウロバー委員との間で、別添 2 の共同プレス・ステートメントを発出しています。

【別添資料】

別添 1 : 「個人情報保護法第 24 条に基づく EU の指定について」(7 月 17 日個人情報保護委員会決定)

別添 2 : 熊澤春陽個人情報保護委員会委員とベラ・ヨウロバー欧州委員会委員(司法・消費者・男女平等担当)による共同プレス・ステートメント

(参考) 個人情報保護委員会ホームページ <http://www.ppc.go.jp/>

【連絡先】

個人情報保護委員会事務局総務課
木澤、西村、野村

電話番号 : 03-6457-9609